# 浦安市保育園給食管理システム導入業務 公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月28日 浦安市 健康こども部 保育幼稚園課

## 1 趣旨

本募集要項は浦安市保育園給食管理システム導入業務の優先契約候補者の選定を行うために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2 概要

(1)件名

浦安市保育園給食管理システム導入業務委託

(2)業務内容

「浦安市保育園給食管理システム導入業務 提案依頼書」のとおり。

(3)履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(4)委託上限額

初期導入経費上限額

3,750,000円(税込4,125,000円)以内とする。

その他の経費は下記のとおりである。

経常的経費上限額

月額39,500円(税込43,450円)以内とする。(本件は初期導入費のみ。)

※価格点では経常経費も含む。

# 3 担当課等

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市健康こども部保育幼稚園課

TEL:047-351-1111 (代表) 内線16205

FAX:047-351-3266

E-mail:hoyou@city.urayasu.lg.jp

# 4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表

質問の締切

質問への回答

参加申込及び提案書の提出期限

第一次審査結果の通知

デモンストレーション

第二次審査ヒアリングの実施

審査結果の公表

契約協議・契約の締結

令和6年5月31日(金)

令和6年6月7日(金)午後5時

令和6年6月14日(金)

令和6年7月1日(月)午後5時

令和6年7月9日(火)予定

令和6年7月17日(水)予定

令和6年7月22日(月)予定

令和6年8月上旬予定

令和6年8月下旬予定

- 5 応募手続
- (1)本募集要項に基づき、令和6年5月31日(金)から令和6年7月1日(月)まで募集する。
- (2)質問の受付と回答
  - ・質問事項は、「浦安市保育園給食管理システム導入業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書(様式1)に必要事項を記入し、3担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
  - ・質問の受付期間は、令和6年5月31日(金)から令和6年6月7日(金)午後5時までとする。
  - ・質問に対する回答は、令和6年6月14日(金)から浦安市ホームページで公表する。
- (3)参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は浦安市保育 園給食管理システム導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和6年6月17日(月)から令和6年7月1日(月)(土・日曜日を除く)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時(正午~午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市健康こども部保育幼稚園課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。 なお、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希 望者には返却する。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

才 提出書類

応募様式集のとおり。

カ 提出部数

原本1部 コピー9部

電子媒体に記録した電子ファイルも1式提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、出力物要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

(4)デモンストレーション

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

ア 実施日時等

令和6年7月17日(水)を予定日とする。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

イ デモンストレーションの内容

主な機能について、システムの動作確認を実施すること。

## ウその他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。 (電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

#### (5)ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

#### ア 実施日時等

令和6年7月22日(月)を予定日とする。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

#### イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4人以内とする。

#### ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答 20分程度の40分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸 脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

#### エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。 (電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

# 6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中 に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2)浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合は、速やかに登録申請を行うこと
- (3)浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て中または破産手続中でないこと。
- (6)法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7)支払金額は第二項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

(8) I SMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティまたは個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

# 7 提案の審査

## (1)第一次審査

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、応募書類を審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

# (2)第二次審査

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表 2 「第二次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得した者に限る)を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

#### (3) 選定結果の通知公表

- ・第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、 優先契約候補者を浦安市ホームページで公表する

#### (4)契約協議及び契約

- ・市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする
- ・前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行う ものとする

# 8 提出書類の取り扱い

- (1)応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2)優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、返却希望者を除き破棄する。
- (3)応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類(優先契約候補者が提出した書類を除く。)は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

# 9 その他

- (1)以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
  - ・複数の提案をしたもの
  - ・虚偽の記載をしたもの
  - ・談合等の不正行為があったとき
- (2)審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (3)応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

別表1 第一次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績 (様式4-1)	保育園給食管理システムの実績(地方公共団体における 実績数の多少、類似システムの実績数の多少等)を相対比 較し、次の5段階で評価する。 ①極めて高い(25) ②高い (20) ③中位 (15) ④やや低い (10) ⑤低い (0)	25
実績報告書の取組 み内容、特性、特 徴、コンセプト等 (様式4-2)	取組み内容、特性、特徴、コンセプト等が、本市の要求や 構想に合致しているか、また採用することで、効果の向 上が見込まれるか等について、次の5段階で評価する。 ①極めて高い(25) ②高い (20) ③中位 (15) ④やや低い (10) ⑤低い (0)	25
提案依頼書の理解 度 (提案書)	提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか、次の5段階で評価する。     ①極めて高い(25) ②高い (20) ③中位 (15) ④やや低い (10) ⑤低い (0)	25
提案書の具体性 (提案書)	提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無いか等について、次の5段階で評価する。     ①極めて高い(25) ②高い (20)     ③中位 (15) ④やや低い (10)     ⑤低い (0)	25
<u>合</u> 計		

別表 2 第二次審査の評価基準

区分	審査基準			配点(配分)
区 分 機能点	ンの結果に。変更される場	「別紙2 機能要件一覧」の回答とデモンスト より採点する。ただし、ヒアリングの結果により		
	機能点 =上記による評価結果合計点 ÷(機能要件一覧項目数 × 5)× 配点			
	※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする			

提案点	別添「提案点評価表」によって評価する。  ※各評価項目の採点は、5点~0点の6段階の算出とする  点数 判断基準	<b>200</b> (40%)		
価格点	提案点 = 上記による評価結果合計点 ÷ 満点の合計 × 配点  次の計算式に基づき、価格点を算出する。  1. 全応募者の中で、提案額合計が最小の応募者  価格点 = 満点  2. 上記以外の応募者  価格点 = 上記応募者の提案額合計 ÷ 提案額合計 × 配点  ※提案額合計とは、初期導入経費提案額と経常的経費提案額の合計とする  ※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする			
<u>合</u> 計				